

保護者各位

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の学校における出欠の取扱いについて

県立田川科学技術高等学校長

新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上5類感染症に移行することとなりました。本校でも5類感染症への移行を踏まえ、文部科学省や県教育委員会からの学校衛生管理マニュアルの改訂及び、感染防止等に係わる留意事項の見直しに関する通知を受け、学校教育活動においての取り扱いを変更致します。

基本的な感染予防対策等について

- 家庭との連携による生徒の健康状態の把握（検温と健康観察シートの活用・適切な換気）
- 普段からこまめな手洗い等手指衛生や咳エチケットを心がけましょう。
- 十分な休養、バランスの取れた栄養摂取など体調管理を行いましょう。

インフルエンザを含む感染が疑われる症状（急な発熱、咳やのどの痛み、全身の倦怠感など）がある場合は、早めに医療機関の受診をお願いします。上記の理由で医療機関を受診した日は、「出席停止」となります。

1 新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染の対応

(1) 提出書類

感染が証明できる以下の書類のいずれか1つの提出をお願い致します。

「診療費請求書もしくは、診療費明細書」、「薬の処方箋等」、「感染したことが分かる証明書（医証）」、等で下記の事項が記載されていることが必要です。

必要事項

1 本人氏名、2 受診日（診察日）、3 病名（診察結果や処方された薬名でも可）、4 病院名・医師名

(2) 提出時期

上記書類等は、本人が回復して登校する日以降に速やかに提出してください。なお、提出書類を確認の上、出席停止とします。

(3) 出停期間

- インフルエンザ : 発症して五日を経過し、かつ、解熱して二日を経過するまで。
- 新型コロナウイルス : 発症翌日から五日間を目安とする。

2 感染の疑いがあった場合の対応

発熱があり学校を欠席した、もしくは、登校したが発熱し学校から病院に行くように指示があり、病院へ行き検査（診察）を受けたが、陰性（-）であった場合は、検査（診察）を受けたことがわかるもの（下記の内容が記載されているもの）を提出してください。

・該当者本人の名前 ・検査結果（結果として別の病名等が書かれたもの） ・受診日 ・病院名

なお、この時の取扱いは、欠席・早退をした当日（急患センターなどの時間外受診となり、翌日別の病院で再受診することになった場合はその再受診日）のみ出席扱いとします。